第1回川西薩地区法定合併協議会 会議録

平成14年12月25日

川西薩地区法定合併協議会

第1回川西薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成14年12月25日(水)

開催場所 太陽パレス (川内市)

開 会 午後3時 9分

閉 会 午後4時39分

出 席 者

川西薩地区法定合併協議会委員出席者

会	艮	秫		부	眖								
副会長		富	永	茂	穂	黒	瀬	_	郎	原	П	博	文
委	員	岩	切	秀	雄	今月	別府	哲	矢	田	中	憲	夫
		今	村	妙	子	福	田	清	宏	上酢	幹尾		巧
		下ì	白田	良	信	後	夷	安	男	淵	脇	紀	子
	野久原		え尾	正	徳	宮	脇	秀	隆	帯	田	博	美
		大	津	正	利	宮	元	泰	子	福	元	忠	_
		Щ	本	佐	敏	石	塚	政	揮	上	野	_	誠
		田	島	忠	志	吹	田	紘	男	森	薗	正	堂
		渡	辺	_	徹	寺	師		勉	北	迫		茂
		Щ	元	温	治	田	原	ΛJ	レエ	今	村	松	男
		瀬	尾	和	敬	平	田	陽	_	肥	後	耕	作
		Ш	畑	禮	_	平	林	徳	子	塩	田		至
		岸			悍	鷺	Щ	和	平	平	嶺	道	夫
		純	浦	勝	志	Щ	下	廣	江	藏	元	欽一	一郎
		村	尾	幸	生	長	濵	秀	徳	大	良	影	夫
		西		仙	可	石	原	弘	子	尾	﨑	嗣	德
		塩	釜	Ξ	郎	中	野		捷	橋	野	利	邦
		小	村	庄	昌	塩	釜	悦	子				

以上54名

顧 問 西中須 浩一 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委員 なし

会次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 副会長紹介・あいさつ
- 4 鹿児島県総務部長あいさつ
- 5 委員・幹事会・事務局紹介
- 6 委員・顧問代表者委嘱状の交付・事務局代表者辞令交付
- 7 報告事項

報告第1号 川西薩地区法定合併協議会の設置の経緯について

報告第2号 川西薩地区法定合併協議会規約について

報告第3号 川西薩地区法定合併協議会役員について

8 議事

議案第 1号 川西薩地区法定合併協議会会議運営規程 (案)について

議案第 2号 川西薩地区法定合併協議会平成14年度事業計画(案)について

議案第 3号 川西薩地区法定合併協議会平成14年度予算(案)について

- 9 協議事項
 - (1) 監査委員の選任について
 - (2) まちづくりフォーラムについて
- 10 その他
 - ・平成15年度以降川西薩地区法定合併協議会 協議日程(案)について
 - ・次回協議会の開催について
- 11 閉 会

司会者(川野眞司事務局次長)

間もなく会議が始まりますが、会議に入ります前に、配布資料の確認をお願いいたします。配布資料は、お手元にお配りしてあります、資料1、協議会会次第、資料2、協議会資料でございます。

それでは、ただいまから第1回川西薩地区法定合併協議会を開会いたします。開会にあたりまして、先ほど開催されました法定合併協議会設置会議において選任されました、当協議会の会長、副会長に、それぞれご挨拶をお願いいたします。

まず、会長でございます川内市の森市長にご挨拶をお願いいたします。

森卓朗会長

第1回川西薩地区法定合併協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、本日の川西薩地区法定合併協議会の開催にあたりまして、年末の大変お忙 しい中にも関わりませず、鹿児島県総務部の佐々木総務部長さんはじめ、県の幹部の皆様 方がわざわざご臨席をいただきましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

私は、ただいま開かれました法定合併協議会設置会議におきまして、川西薩地区法定合併協議会の会長という重責を仰せつかったところであります。川内市長といたしましても、大変身の引き締まる思いもいたしておりますが、会長ということで、大変な重責を担ったということを、今、強く感じているところでございます。

皆様もご承知のとおり、本日の川西薩地区法定合併協議会は、鹿児島県の中で一番目の法定合併協議会の立ち上げとなりました。ここに至るまでの間につきましては、鹿児島県のご指導の下に、それぞれの構成市町村の皆様方と、いろんな問題等につきまして協議を進めてきたところであります。皆様方の心を一つにして、力を合わせていろいろと取り組んでまいりました成果が、ここに県下第一番目の法定協議会設置という段階になったわけであります。

当初は、ご案内のとおり、それぞれの市町村で合併の気運が高まりつつありました平成 13年2月に、鹿児島県が示しました川薩圏域Eパターンの2市8町4村と市町村合併に関する情報交換会を開催したのが最初の始まりでございます。14年3月に入りまして、2市4町4村で合併問題勉強会を組織し、任意合併協議会設立に向けた準備会を開きまして、去る10月7日には、鹿児島県で6番目の任意合併協議会を設立したところであります。

川西薩地区任意合併協議会では、本日まで4回の協議会と、数回に渡る幹事会や専門部会を開催いたしまして、市町村合併を進めていく上で、最も必要とされる基本4項目の申し合わせや、合併に関する調査研究の協議を、さらには新しいまちづくり計画の策定方針案の決定とか、あるいは事務事業の一元化調整方針案の決定、法定合併協議会規約案の決定など、法定合併協議会設置に向けた準備を進めてまいりました。

そして今回、構成市町村の議会に提案をしていただきまして、法定合併協議会設置案が 12 月のそれぞれの市町村の定例議会におきまして可決をされ、今日に至ったところであり ます。

これからは任意合併協議会での成果を充分に活用し、多彩な地域の個性を活かした、歴史文化を大切にしながら、魅力ある地方拠点都市の誕生に向かって、皆様と共に一生懸命力を合わせて取り組んでまいりたいと存じます。

いろいろと9の市町村の間には、いろんなこれからまだ調整しなければならない、4,000 項目以上の事務事業がございます。一つ一つ温度差がございますので、これらをまた皆様方と一緒になって、お互いに互譲の精神を発揮しながら、住民の福祉増進につながることを一番の目標に掲げながら、譲るべきところは譲りながら、そしてまた改めるべきところは改めながら、一つ一つの事務事業を審議をして、いい案を得てまいりたいと存じます。

もちろん、具体的な業務等につきましては、助役を中心とする幹事会、それから9つの 専門部会、その下に45のそれぞれのまた分科会もございます。この方々に一生懸命取り 組んでいただくことになるわけであります。

また、それぞれの市町村におかれましても、1,800 人に及ぶ職員の皆様方にも、それぞれ市町村の合併対策本部の中で、それぞれ協議をして、打ち合わせをしていただくことになるわけでございます。

もちろんまた、それぞれの市町村の議会におかれましても、議会ある度ごとに、合併の問題につきましては、いろいろとご意見を開陳していただき、そしてそれらをまたこの法定合併協議会の場に持ち寄って、そして素晴らしい未来の開けた、将来のある新しいまちを作ってまいらなければならないと存じます。

どうかひとつ、これからも皆様、どうか力を合わせて、この法定合併協議会の皆様方が目標に向かって、そして 16 年 10 月に本当に南九州における鹿児島市に対抗する複眼拠点都市として発展するように、そういうまちができていくように、お互い知恵を絞ってまいろうではございませんか。ご協力をお願い申し上げまして、会長としての就任のご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会者(川野眞司事務局次長)

ありがとうございました。

続きまして、副会長でございます串木野市の冨永市長にご挨拶をお願いいたします。 冨永副会長

ただいま紹介に預かりました、串木野市長の冨永茂穂でございます。串木野市におきましては、去る 12 月 13 日、この川西薩法定合併協議会に参加する諸案件を議決をしていただき、今日の日を迎えたところでございます。

先ほど、この規約の第6条により、副会長という重責の任をお預かりいたしまして、ただいま会長がお話がありましたように、その目標に向かって、それぞれの関係市町村の特色を活かして、和やかな中に西薩地域への中核的都市として発展することを目標に、平成

16年10月を新誕生と目標を立てて、お互いに和やかな雰囲気でまちづくりに取り組んでいきたい、会長を補佐する役、そして会員皆様方のご協力を得て、本当に素晴らしいまちづくりになることをお約束をし、挨拶といたします。ありがとうございました。

司会者(川野眞司事務局次長)

ありがとうございました。

続きまして、副会長でございます樋脇町の黒瀬町長にご挨拶をお願いいたします。

黒瀬副会長

ただいまご紹介をいただきました、樋脇町の黒瀬でございます。先ほど来、会長さん、そして串木野市長さんのほうからもありましたように、先ほど協議会の副会長という大変重責を仰せつかりましたけれども、微力ながら、会長さん、お二方の副会長さん方を補佐しながら、この広域合併が立派な新しいまちができるように、微力ながら一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

司会者(川野眞司事務局次長)

ありがとうございました。

続きまして、副会長でございます川内市議会の原口議長にご挨拶をお願いいたします。 原口副会長

一言ご挨拶を申し上げます。先ほどは、副会長という重責をご指名をいただきまして、 感謝を申し上げます。私は、議会の代表という立場で、議員の意思を尊重しながら、そし て会長を補佐していく、そういう役目だろうと思っております。全力でこの新しいまちづ くりに頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうご ざいました。

司会者(川野眞司事務局次長)

ありがとうございました。

次に、ご来賓としてご列席いただきました鹿児島県の佐々木総務部長にご挨拶を賜りたいと存じます。

佐々木県総務部長

ただいまご紹介をいただきました、鹿児島県の総務部長の佐々木でございます。

本日、第1回の川西薩地区法定合併協議会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日ご列席の皆様方におかれましては、かねてから市町村行政の推進につきまして、大変なご努力、ご尽力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げる次第でございます。この川西薩地区におきましては、本年の4月から合併の勉強会を始められまして、10月には任意合併協議会を設置され、合併に向けた様々な調査研究、あるいは協議検討を重ねら

れてきたところでございます。

この度、関係市町村におきまして、法定合併協議会設置議案が可決をされまして、本日めでたく第1回目の協議会が開催される運びとなったわけでございます。これもひとえに本日ご臨席の市町村長の皆様方、市町村議会議長をはじめ、議員各位の大変強いそれぞれの郷土に向けた郷土愛、また市町村行政発展のためにご努力をいただいていると、こういった成果の賜物であろうと考えている次第でございまして、深く敬意を表する次第でございます。

もうすでにご承知のとおり、この川西薩地区の合併協議会、現在の合併特例法に基づく 県内初の法定合併協議会の設置でございまして、そういった意味で、大変意義が大きいも のがございます。

それから、この法定合併協議会は、離島地域の市町村も含めての法定合併協議会でございます。そういった意味で、離島が多い鹿児島県の市町村の関係者をはじめとして、県民の皆様方の関心も大変高うございます。また、県内外からも大いに注目をされているところでございます。

言うまでもなく、市町村合併は、将来に渡って皆様方のそれぞれの地域に大変大きな影響を与える事柄でございます。また、それぞれの地域、歴史、あるいは個性を持った複数の自治体が新たな一つの自治体としての合併を目指そうということでございますので、大変たくさんの事項につきまして合意を形成をしていくということが必要になっていくわけでございます。したがいまして、これからの協議会運営にあたりましては、並々ならぬご苦労があろうかというふうに存ずる次第でございます。

森会長をはじめといたしまして、副会長あるいは協議会の委員の皆様におかれましては、 是非、これからの来るべき時代を見据えていただきまして、皆様方の英知を結集をしてい ただき、様々な困難もあろうかと思いますけれども、一つ一つその問題を解決をしていた だきながら、将来の新しい川西薩地域のビジョンを作り上げていただきますよう、強く念 願をいたす次第でございます。

県といたしましては、これまでも様々な合併に向けた支援を行ってまいりました。地域の将来像に関する調査研究事業の実施、あるいはシンポジウムの開催、また任意合併協議会の運営経費に対する助成、あるいは県からの職員の派遣など、様々な支援をこれまで行ってきたところでございますけれども、今後、さらに先般策定をいたしました鹿児島県市町村合併支援プランに基づきまして、例えば県独自の施策であります合併特例交付金の交付をはじめといたしまして、様々な財政支援、あるいは事業に係る支援など、合併実現までの各段階にそれぞれ応じまして、積極的な支援に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

市町村合併は、将来に長く歴史に残る一大事業であろうかと思います。どうか委員の皆様方におかれましては、これからの地方分権の時代にふさわしい市町村の構築に向けまし

て、また住民の皆様に真に役立つ市町村を目指しまして、今後、精力的にご協議を進めて いただきますよう期待をする次第でございます。県としても、できる限りの支援を行って まいりたいというふうに存じます。

終わりに、本日ご臨席の皆様方のご健勝とご活躍をお祈り申し上げまして、私のご挨拶 とさせていただきます。

司会者(川野眞司事務局次長)

ありがとうございました。

それでは、次の委員、幹事会、事務局紹介でございますが、資料2の3ページからの名 簿によりまして、ご紹介に代えさせていただきたいと存じます。

次に、委員、顧問の皆様方への委嘱状交付、事務局職員への辞令交付でございますが、 時間の都合によりまして、代表者の方へ交付という形でさせていただきたいと存じます。 なお、皆様方には、お席上の封筒に入れてお配りしておりますので、ご確認をお願いいた します。

それでは、会長には壇上でご準備をお願いいたします。

まず、委員代表に対する委嘱状交付でございます。代表者は、里村の純浦勝志様でございます。

森卓朗会長

委嘱状をお願いいたします。

委嘱状、純浦勝志殿、川西薩地区法定合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成 14 年 12 月 25 日から川西薩地区法定合併協議会解散日までとします。

平成 14 年 12 月 25 日、川西薩地区法定合併協議会会長、森卓朗。

よろしくお願いします。

司会者(川野眞司事務局次長)

続きまして、顧問代表に対する委嘱状交付でございます。代表者は、鹿児島県川内総務 事務所の馬場所長でございます。

森卓朗会長

委嘱状を交付します。

委嘱状、馬場英俊殿、鹿児島県川内総務事務所長、川西薩地区法定合併協議会顧問を委嘱します。委嘱期間は平成 14 年 12 月 25 日から川西薩地区法定合併協議会解散日までとします。以下同じであります。

よろしくお願いします。

司会者(川野眞司事務局次長)

続きまして、事務局職員に対する辞令交付であります。代表者は、川内市企画経済部市 町村合併対策課の田中課長です。

森卓朗会長

辞令、田中良二、川内市企画経済部市町村合併対策課長、川西薩地区法定合併協議会事 務局職員に任命する。給料は支給しない。事務局長に補する。

平成 14 年 12 月 25 日、川西薩地区法定合併協議会会長、森卓朗。 よろしくお願いします。

司会者(川野眞司事務局次長)

以上で、委嘱状辞令の交付を終了いたします。

それでは議事に入りますが、まず本日の会議の成立についてでございます。法定合併協議会規約第 10 条第 1 項の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日は、委員の皆様方全員のご出席をいただいておりますことから、委員の半数を超えております。したがいまして、この会議は有効に成立していることを宣言いたします。

次に、同じく法定合併協議会規約第 10 条第 2 項の規定により、会長は会議の議長を務めることになっております。森会長に議事進行をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

森卓朗会長

では、しばらく議長を務めさせていただきます。

まず傍聴者の皆様へ、今、お手元へお配りしてございます傍聴の心得をよくお読みになりまして、静かに傍聴して下さるよう、お願いをいたします。

では、ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては発言 の前に委員名を名乗ってから発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

では早速、報告事項から入ります。報告の第1号、川西薩地区法定合併協議会の設置の 経緯についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。所属は川内市の市町村合併対策課長でございます。本日の資料の説明をさせていただきますが、この後の委員の皆様からの質問に対します細かい点につきましては、班長、次長、あるいは専門所管の専門部会長にさせますので、ご了解をお願いいたします。

本日、説明に使いますのは、右上のほうに資料2という四角囲みでございます。資料2をもちまして説明に入ります。資料2を開けていただきまして、2ページが会次第でございますが、ただいま議長から説明指示がございましたのは、2ページの会次第の7番目、報告の1番目でございまして、本日は報告が3件、それから8番目の議事に付しますのが2件、9番目の協議事項が2件でございます。

それでは、指示のございました報告事項につきまして、説明をいたします。資料2の7ページをお願いいたします。

報告の第1号でございますが、川西薩地区法定合併協議会の設置の経緯について。

平成 14 年 8 月 16 日、任意合併協議会の参加を希望する、川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村、2市3町4村の市町村長が参集し、10月初旬に任意合併協議会を設立することを申し合わせ、同日付で任意合併協議会設立準備会を設置した。

設立準備会では、合併担当部課長会、助役会等の会議を重ね、任意合併協議会の名称、 設立時期、委員構成、組織体制、規約、予算等の設立に関する基本的事項について調整を 進めた。

このような中、9月10日、祁答院町長から任意合併協議会設立準備会会長へ協議会準備会への参加の申し入れがあり、9月30日、2市3町4村の市町村長並びに議長が参集した懇談会において協議の結果、祁答院町の加入が認められた。

これにより、10月7日、川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、 上甑村、下甑村、鹿島村の2市4町4村で構成する川西薩地区任意合併協議会が設置され た。

任意合併協議会では、4回に渡る会議の中で、合併問題に関わる調査研究に関する事項、 新市まちづくり計画の策定方針に関する事項、法定合併協議会設置に関する事項、合併に 関する基本的事項等について協議を重ね、共通の認識と理解を積み上げてきた。

第2回会議においては、法定合併協議会の規約、予算等について提案し、各市町村が持ち帰り、法定合併協議会の参加を含めて、住民生活に関する責任ある立場で判断され、第3回会議において、法定合併協議会参加の意思表明が行われたが、下甑村から法定合併協議会への参加について留保したい旨、表明された。

そして、各市町村の議会においては、川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、および鹿島村、2市4町3村の法定合併協議会設置議案の議決がなされ、協議会規約の12月25日施行をもって、川西薩地区任意合併協議会を解散し、川西薩地区法定合併協議会の設置となった。

平成 14 年 12 月 25 日提出。

川西薩地区法定合併協議会会長、森卓朗会長の提出でございます。

以下の報告事項につきましても、提出日、会長名は同じでございます。

開けていただきまして、8ページでございますが、参考資料といたしまして、会長の冒頭のご挨拶にもございましたように、本地区の合併協議につきましては、8ページの左上、13年2月から、市町村合併に関します情報交換会、2市8町4村の助役部課長会で広域的な協議が開始されております。

それから、本年3月26日には、2市4町4村の首長会議におきまして、合併問題勉強会の設置指示が出されました。

それから、今ほどの説明にございましたように、8月16日に準備会が発足しておりま

す。

その後の経過は列記のとおりでございますが、一番8ページの下段が本日、12月25日 の会議となっております。

以上で報告の1件目を終わります。よろしくお願いします。

森卓朗会長

ただいま事務局のほうから報告事項の第1号、川西薩地区法定合併協議会の設置の経緯について、ご説明を申し上げました。何か委員の皆様方でご意見、ご質問がございますでしょうか。

特別にご質問、ご意見もないようでございます。第1号につきましては、ただいま報告をいたしましたとおりでございますので、ご了承いただきたいと存じます。

では引き続きまして、報告の第2号、川西薩地区法定合併協議会の規約についてを議題 に供します。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、報告の2件目は9ページでございます。川西薩地区法定合併協議会の規約につきまして、報告申し上げます。

本件につきましては、去る 11 月 18 日、第 3 回の任意協議会の会議で案としては承認され、12 月 20 日までに関係市町村議会で全て可決されたものでございます。

開けていだたきまして、10ページからが本地区の法定合併協議会の規約でございます。 第1条が、設置規程でございまして、今ほど申し上げました9市町村が地方自治法と市 町村の合併の特例に関する法律に基づき合併協議会を置くものでございます。

第2条が、協議会の名称。

第3条が、協議会の担任する事務ということで、1号にございますように、関係市町村の合併に関する協議ということで、内容的には、合併するかしないかという判断も含めて協議を進めてまいります。2号にございますように、市町村建設計画の作成ということで、本協議会におきましては、新市まちづくり計画ということで名称を統一していきたいと考えております。

第4条が、協議会の事務所の位置でございまして、任意協議会と同様で、川内市の川内 市役所内に置くということでございます。事務室といたしましては、5階に間借りしてお ります。

それから、第5条の組織でございますが、協議会は、会長と委員から構成されております。なお、括弧書きにございますように、この委員の文言の中には副会長職の方も含まれております。

それから、第6条が、会長及び副会長の選任の方法でございます。

それから、委員等につきましては、第7条の規定でございまして、本日、ご参集いただいております全ての方の規定が、この第7条の1号から3号規程でございます。それから、

第7条の2項のところに、協議会の顧問を置くことができるということでございますが、 任意協議会に引き続きまして、県のほうから地方課長さん、市町村合併推進室長さん、川 内総務事務所長さん、本日の資料の4ページのほうに列記してございますが、後ほどご参 照いただきたいと思っております。

10ページの下が、8条、会長及び副会長の職務ということで規定してございます。

11 ページが、第9条、会議の規定でございますが、法定協議会の会議は、会長が必要に応じて招集いたします。それから、会議の場所、日時、会議に付すべき事項と共に、あらかじめ通知しなければならないという規定でございます。

第 10 条が、会議の運営でございまして、進行からもございましたように、委員の半数 以上の出席がなければ開くことができません。この委員につきましては、副会長3名の方 も含まれております。

それから、第 11 条が、関係職員等の出席でございまして、市町村職員、県職員の出席 を求めることができます。

それから、第12条が、市町村長の調整会の規定でございます。

第 13 条が、小委員会の規定でございまして、協議会では担任事務の一部について調査 審議等を行うために小委員会を置くことができます。この規定につきましては、会長が会 議に諮り、別に定めることとしております。現在、事務局のほうでは、この小委員会につ きましては、後ほどの事業計画でも説明いたしますが、新市名、新しい市名に係ります小 委員会の設置を検討をしているところでございます。

第14条が、幹事会及び専門部会の規定でございます。

第 15 条が、事務局、これにつきましては、後ほどの組織図のほうで説明いたします。

第 16 条が、経費の負担等でございまして、経費につきましては、関係市町村の負担金及びその他収入をもって充てます。第 2 項にございますように、経費の負担につきましては、原則として均等負担ですけれども、必要に応じて世帯割によることができるとしております。

開けていだたきまして、12ページが、第17条、監査、監査委員の規定でございいますが、本件につきましては、本日後ほど協議事項としておりますけれども、会長、副会長の属する関係市町村以外の市町村から2名、会長が選任し委嘱するものでございます。

それから、附則といたしましては、この規約は平成 14 年 12 月 25 日、本日から施行されます。

ただいまの文章規程を 13 ページ、組織図に書きましたのが、この 13 ページの一覧図で ございます。

左上が本日の会議になりますが、法定合併協議会の会議でございまして、括弧書きにございますように、各9名の委員の首長、助役、議長、議員の皆様、それから学識経験者、本日は18名の方がご出席いただいております。顧問の方も3名お願いしております。協

議会といたしましては、54名でございます。

それから、この協議会の下のほうには、幹事会ということで、幹事会の構成といたしましては括弧書きにございますように、助役、専門部会長、合併担当部課長ということで、29 名からなります。県のほうからオブザーバーを 2 名お願いしたいと考えております。

それから、幹事会の下部組織といたしまして、新市まちづくり計画を策定いたします、まちづくりプロジェクト会議、その下にワーキングということで係長級の組織を設けております。なお、この新市まちづくり計画につきましては、本日報告することもございますが、右の点々の四角がございますように、まちづくりフォーラムということでございまして、9市町村から住民代表の方の参画もいただくことにしております。

それから、幹事会の下に専門部会 9 部会ということがございますが、会長のご挨拶にも ございましたように、関係市町村約 1,800 人、一部事務組合を含みますけれども、4,000 項目を分担して、 9 専門部会で協議してまいります。 9 つございますが、下のほうにござ いますように、各部会には事務局を置いておりまして、 2 市 3 町で分担しております。

参考までに申し上げますと、総務部会は串木野市、住民健康福祉部会が串木野市、教育部会が入来町、真ん中の企画財政部会が川内市、建設部会が川内市、電算情報部会が川内市、右のほうの産業経済部会が東郷町、上下水道部会が串木野市、議会監査部会が樋脇町、このような分担で、各々が会議招集の事務局となって、一元化を進めてまいります。

それから、その下のほうに分科会がございますが、一番下の括弧にございますように、 各市町村及び一部事務組合の補佐、係長ということで、担当者レベルでございます。

集約しますと、この9専門部会と 45 分科会には、構成市町村の全職員が参画いたします。

それから、今後の仕事、書類の流れといたしましては、下からいわゆるボトムアップ方式でございまして、分科会から協議資料を作成し、順次協議を重ね、専門部会、幹事会、 それから本日のこの決める協議会に順次上げていくものでございます。

それから、組織といたしましては、右の上のほうに鹿児島県の市町村合併支援本部、本 庁のほうと、四角囲みにございますように、地域支援本部といたしましては、川内総務事 務所に置かれております。

それから、監査員の方を2名、市町村長調整会の四角囲み、小委員会、それから真ん中の右のほうが我々事務局でございまして、15名から構成されております。2市4町3村から各々、それと県から派遣された15名で構成しております。

以上が、規約とそれを示します組織図の報告でございます。よろしくお願いします。 森卓朗会長

ただいま報告第2号につきまして、詳細に渡りまして説明を申し上げました。これから 質疑に入ります。何かご意見、ご質問等ございませんか。

([なし]の声)

特別にご質疑もないようでございます。報告第2号については、ご了承いただきたいと 存じます。

次に、報告第3号、川西薩地区法定合併協議会の役員についてを議題にいたします。事 務局から説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、14 ページをお願いいたします。報告の第3号が、本協議会の役員についてということでございますが、すでにご挨拶等をいただいておりますけれども、四角の括弧にございますように、会長が川内市の森卓朗市長、副会長が串木野市の冨永茂穂市長、同じく副会長が樋脇町の黒瀬一郎町長、同じく副会長が川内市議会の原口博文議長でございます。

なお、先ほどの法定協の設置会議で選任していただいたわけですが、参考までに規約を ご覧いただきますと、14 ページの下段のほうですが、第6条の会長及び副会長の選任の規 程でございますが、会長及び副会長は関係市町村の首長及び議長が協議により選任すると いうことでございます。

なお、このいわゆる対象者といたしましては、7条の3項、3号ございますが、(1)から(2)(3)、本日ご出席の54名の方が役員の対象になります。先進例等をいろいろ参考にし、吟味しまして、この規約を作っておりまして、先ほどの設置会議で、今申し上げました4名の方が役員に選任されましたので、報告いたします。以上でございます。

森卓朗会長

ただいま報告第3号につきまして、経緯を含めましてご説明を申し上げました。何かご 意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

特別にございませんか。特別にないようでございますので、報告の通りご了承を願います。

では次に、議事の関係に入りたいと存じます。

まず議案第1号、川西薩地区法定合併協議会会議運営規程(案)について議題に供します。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の 15 ページからでございます。議案第1号が、本協議会の会議運営規程でございます。なお、私、冒頭の説明で、議案が2件と申し上げましたが、間違っておりまして、合計3件でございます。

この運営規程につきましては、15ページの中段にございますように、規約の第 10 条によりまして、第 3 項、会議の運営等に関し必要な事項は会長が会議に諮り別に定めるという規定でございます。平成 14 年 12 月 25 日提出、川西薩地区法定合併協議会、森卓朗会

長でございまして、以下の議案につきましても、提出日、提出者は同じでございます。 16 ページからをお願いいたします。16 ページからが会議の運営規程でございますが、 基本的には任意協議会の規定と同じでございます。

まず第1条が、この規定の設置趣旨でございます。

第2条が、基本方針でございまして、本日もそうでございますけれども、原則として公開でございます。

それから、第3条が、会議の定例開催等でございますが、開催の開催日、開催時間等は原則としてということで、他市例を参考にしながら、毎月第2、第4木曜日、午後1時半からということで、このような原則を設けながら会議の日程調整を進めております。

それから、第4条が、会議の開閉等でございまして、会議の開閉は会長が宣告いたします。それから、3項にございますように、議長は必要があると認めた場合は、会議に諮り、 委員以外の者に会議への出席を求めることができます。

第5条が、表決でございますが、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するということでございます。この1項につきまして、出席委員には、何回も申し上げますけど、副会長職を含んでおります。2項にございますように、議長は表決を取ろうとする時は、問題を可とする者の挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとするということでございます。

第6条が、事前提案の原則でございまして、第6条、協議事項につきましては、会議の前の会議において事前提案をし説明を行い、持ち帰って、次の会議で決めていくというやり方でございます。事前提案、次回の会議で採決、決定というやり方で、このようなやり方を順次繰り返してまいります。

第7条が、会議録の調整等でございます。

17 ページでございますが、第8条が、会議録等の公開でございまして、1項にございますように、会議録、会議資料は原則として公開でございます。前項の公開は、会議録を確定した日以降に行います。

第9条が、傍聴でございますが、会議は傍聴することができます。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認める場合は、会議を公開しないことができます。2項の規定にございますように、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り、決するものでございます。3項が、傍聴人の皆様でございますけれども、会議を公開しない決定があった場合は、速やかに退場をお願いいたします。それから、第4項でございますが、会議が公開される時は、傍聴人の方に当該会議の資料を提供いたします。ただし、図面、地図等につきましては、会場に備え置いて閲覧に供することができるという規定でございます。

第 10 条が、傍聴人の提案でございまして、一般傍聴人と報道関係者で区分しておりま

すが、一般の方につきましては、定員は 30 名、ただし、会場の都合により、この定数の 増減を議長がすることができます。

手続きといたしましては、第 11 条でございますが、傍聴届の提出と傍聴証の交付でございます。第 2 項にございますように、開会 15 分前に定数を超えた場合には、くじ引きにより一般傍聴人を決めていきます。

第12条が、傍聴証の返還。

それから、第 13 条が、傍聴席に入ることのできない者の規定でございます。危害、迷惑を及ぼす恐れのある云々という規定でございます。議会の傍聴規程等を参考にしながら調整をしております。

開けていただきまして、18ページが第14条、傍聴人の守るべき事項ということでございまして、(1)のほうにございますように、会議での発言に対して、拍手等、公然と可否を表明しないこと、(2)の私語をしないこと、(3)のハチマキ等、それから(4)の飲食、喫煙、(6)が携帯電話の電源を切ること、このような細かい規定を定めております。第15条が、写真、映画類の撮影及び録音等の制限でございます。

第 16 条が、職員の指示でございまして、傍聴人の方は職員の指示に従っていただきます。

第 17 条が、違反に対する措置でございますが、傍聴人がこの規定に違反する時は、議長はこれを制し、その命令に従わない時は退場させることができます。

第18条が、規律規程でございまして、ご覧のとおりでございます。

それから、この附則規程でございますが、これにつきましては、この規定は本日、平成 14 年 12 月 25 日から施行いたします。

19 ページが、11 条関係でございますが、傍聴を希望される方が書いていただきます傍 聴届と、交付いたします傍聴証のサンプルでございます。

以上が、会議運営規程の説明といたします。よろしくお願いします。

森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま議案第1号につきまして、ご説明を申し上げました。 これからご意見、ご質問を頂戴いたします。どなたからでもどうぞ。

今村委員

祁答院町です。

第3条の開催日が、月曜日と木曜日にしてございますが、これは何か意図があるんですか。

森卓朗会長

会議の定例開催についてのご質問であります。事務局のほうで答弁して下さい。 田中良二事務局長 会議の開催日の調整につきましては、いろいろ他市例を参考にしながら、後ほども説明 いたしますが、定例的に多くの会議をこなさなければならないということで、毎月第2、 第4木曜日ということで調整を進めているところでございます。以上でございます。 森卓朗会長

これから平成 16 年の 10 月までの間には、相当の回数を開かなければ先に進まないということでございます。したがって、各委員の皆様方、首長さん、議長さん、議員の皆様方、 委員の皆様方、それぞれご要職にあられる方々でありますので、なかなか日程の調整が難しいだろうと思っています。

したがいまして、予め毎月この週とこの週の月曜と、この週は木曜日は、一応、法定協の会議があるものとして、皆様方の手帳の中に、予め印をつけておいていただければ、大変ありがたいと。そういう意味もありまして、一応の目標を掲げていなければ、18回ぐらい何かこれから開かなければいけない、順調に行って 18 回ぐらいということでございますので、月一以上の割合で会議をしなければならないだろうというふうに事務局としては、先進地の例等から見まして、日程の調整が難しいということから、このような一つの希望的目標の日程を掲げさせていただいたところでございますので、どうか委員の皆様方、ご理解いただきまして、この月のこの週はということで、予め予定をしておいていただくように、お願い申し上げます。よろしゅうございますか。

他にございませんか。

上野委員

入来の上野です。

これは要望ということで、お願いをしておきたいと思うのですが、これから事務局職員の皆様方は非常に大変だなというふうに思っておりますし、また努力に感謝したいと思うのですが、いろいろと分科会、専門部会、そして幹事会の協議を経て、この協議会に一応最終判断が求められていくわけです。そうしますと、事前協議という形になりますので、それぞれの議会に、市町村に持ち帰って、その判断によってまたこの協議会で決定をしていくということになろうと思うんですね。

そうしますと、任意協議会でも少し感じたことですが、やはり最終的に幹事会で各市町村の意見の集約というものが出されていくと思うのですけれども、いろいろその議題に応じて、幹事会あたりが意見の集約をされたものが、できたら最終的に決定をするにあたって、そういう意見の、どういう意見が出たのか、そういうこともある程度ご報告をいただくと、ありがたいなというふうに思いますので、このことを一つお願いをしておきたいというふうに思います。

いろんな意見が各市町村出ると思いますので、これから分野別、細々したことが、協議をしなければいけない段階に入っていきますので、そのような最終的にどういう意見があったのかということも、できる範囲でご報告をいただくと、ありがたいと思います。

森卓朗会長

要望でありますが、事務局の対応はよろしゅうございますね。上野委員のご要望につきましては、事務局としても最大限の努力をするということでありますので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

質疑も尽きたと存じます。お諮りします。川西薩地区法定合併協議会運営規程(案)に つきましては、提案の通り承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございますので、提案の通り承認をされました。ありがとうございました。

次に議案第2号、川西薩地区法定合併協議会平成14年度事業計画(案)についてを議題に供します。事務局の提案の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、20 ページをお願いいたします。議案第2号が、本協議会の平成14年度の事業計画(案)でございます。21 ページをもちまして説明をいたします。

この概要につきましては、11 月 18 日の第3回任協会議で概要は説明しておりますが、 流れを説明いたします。

まず一番上が 12 月の項でございまして、右のほうのその他業務のところに、任意合併協議会の解散ということが本日付でございますが、学識経験者の方が、現在、初めてでございますので説明いたしますけれども、本日の午後の会議で、任意合併協議会 10 市町村が解散いたしまして、左のほう、12 月の左、協議会会議、法定協議会の規約施行が本日でございまして、 印にございますように、法定協議会の設置会議を 9 市町村の首長、議長さんによりまして開催し、二つ目の にございますように、会長、副会長の選任を行ったところでございます。12 月の第 1 回会議が本日の会議そのものでございます。

それから、1月に入りましたら、第2回会議、1月 14 日を予定しております。この1月の動きにつきましては、右のその他業務になりますけれども、1月の右の2段目でございますが、協議会の各専門部会、9専門部会と分科会を、法定協として発足させていきます。それから、事務事業の一元化に関わります調整個表、比較表の作成をいたします。それで、一元化という言葉をよく使いますけれども、分かりやすく申し上げますと、金額の統一ということでございます。

例えば、9市町村、10市町村、介護保険料とか水道料金、給食費というのが違いますけれども、話し合いの中で一つの市になりましたら統一料金にしていく必要がございます。

それともう一つは、一元化のもう1点は、やり方の方法、システムとも言いますけど、 統一でございまして、例えば各市町村役場で広報誌を毎月出していらっしゃいますが、同 じ市になりましたら、同じ日に同じ内容で、全世帯に確実に届けるにはどのようなやり方 がいいかということの議論も、この一元化で進めてまいります。

それから、冒頭、会長からもございましたように、この一元化協議の中では、お互い譲 り合う、互譲の精神ということが職員レベルでも大事になってまいります。

それから、報告になりますけれども、通常、4,000 項目と言われる一元化でございますが、昨日、10 市町村に現況調査の比較表を送りましたが、A 3 の用紙で2万ページに上ります。本日のA 4 ですから、この2 倍の紙が各市町村に2万ページ届けまして、各市町村役場で稟議し、法定協議会の各分科会で各々協議が進められることになります。

それでは、1月のほうに入ってまいりますが、事務事業の一元化調整方針案も進めてまいります。その下のほうが、新市まちづくり計画の策定方針でございます。 印にございますように、新市名称の候補選定小委員会の設置を行い、委員の皆様で、委員長、副委員長の選任を行っていただきます。それから、各規程の報告。

1月が、また右のほうに戻りますが、電算現況調査の分析を任協の実績を踏まえながら進めてまいります。その下にございますように、プロジェクト会議ということで、新市まちづくり計画に関します作業を県事業の調整を含めて進めてまいります。 印にございますように、新市名称候補の選定の小委員会を開催いたします。それから、協議会だよりを全世帯配布で第1号を発刊してまいります。

2月が、第3回会議で、2月 13 日を予定しておりますが、合併協定項目の項目名及び項目数を提案いたします。この合併協定項目の骨格と言いますのは、基本的な4項目と、今ほど申し上げました一元化4,000項目と、それから新市まちづくり計画、この三つの柱になっておりますが、この主なものを、現在、46区分に集約できないかということで、先進例等を参考にしながら、素案を検討しているところでございます。この区分につきまして、2月に提案申し上げます。それから、右のほうにございますように、一元化の作業も、新市まちづくりのプロジェクトも順次進めてまいります。

2月の右の下から2段目にございますように、各種団体への法定協の取り組みの説明もいたします。なお、合併特例法の規定によりまして、いわゆる公共的な各種団体につきましても、統合、合併の努力規程がございます。

3月が、第4回会議で、3月27日の予定でございますが、左のほうにございますように、今ほど言いました合併協定項目の承認をお願いしたいというふうに思います。その下段のほうが、合併の基本項目、方式、期日、事務所の位置の案の提案承認を法定協としていただきたいというふうに思います。この期日につきましては、任意協議会といたしましては、平成16年10月目標でございますが、この3月の法定協の時点では、10月何日という規定を他市例ではしております。それから、念のため事務所と申し上げますのは、本庁舎の規定のことでございます。

それから、当然、この基本項目につきましては、11 月 18 日の第 3 回法定協の申し合わせ事項を踏まえて審議をお願いすることになります。

それから、3月は、平成 15 年度の事業計画案、予算案の審議をお願いしたいと思って おります。

それから、一番下段が、まちづくりフォーラムからの提言を受けることになっております。

3月の右のほうでございますが、事務事業一元化に関する調整項目のすり合わせ着手ということでございまして、いわゆる 4,000 項目につきまして、関係市町村の全職員が出張協議の開始でございます。なお、このすり合わせにつきましては、社会福祉協議会も自治体合併に伴いまして、社協は必須でございますので、去る 12 月 18 日に関係市町村の社協の事務局関係の会議が開始されているところでございます。

以上が、本日から3月末までの事業計画案でございます。よろしくお願いします。 森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま議案第2号、川西薩地区法定合併協議会平成14年度事業計画(案)について、ご説明を申し上げました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

今別府委員

川内市、今別府でございます。

この事業計画の中で、この協議会と幹事会でそれぞれ検討協議がされるわけでございますけれども、市民の皆さん方、あるいは議会の中でも、事務事業の一元化、これらについての非常に関心を寄せられておられるところでございますけれども、その調整項目等の検討は2月ごろまで終え、3月からいよいよすり合わせという段階になっていくわけでございますけれども、この協議会自体で4,000項目からなる事務事業の一元化を議論をしていくのかどうかというのは、非常に項目が多いだけに疑問に思うわけでありまして、できましたら事務局あるいは幹事会等で意見の調整をされたものを、中間的にそれぞれの議会に下ろしていただきまして、議会の中で議論をして、最終的にそこの中で意見調整が終えたものを、この協議会の中に上げていただいて協議をするというようなことにすれば、非常に作業としてスムーズにいくのではないかというふうに思うのでありますけれども、4,000項目からなる事務事業の一元化、この調整、そういうものをどういうふうに今後やっていかれるのか、1月から3月までの事務事業の中では、まだそこまでいかないかも知れませんけれども、この中でできましたらその方針を示していただければというふうに思うところでございます。

田中良二事務局長

今別府委員のご質問にお答えいたしますが、作業スケジュールといたしましては、今、 4,000 項目の打ち出し、データ集約、現況入力を終わっておりますので、この比較表の最 終調整が2月まで、関係市町村の全職員総動員で行います。

それから、今ほど申しましたように、分科会、専門部会で一元化の作業に入りますのは、

3月から現時点の事務局素案では6月にかけての予定になります。

それから、協議会に上げる、これは法定協の 15 年度のことになってまいりますけれど も、5月以降には早く決めるべきものからグループ分けしながら、12 月、15 年いっぱい 中には協議会の中で提案決定の繰り返しで、来年末までには決めていく手順でございます。

それから、全ての項目、通称 4,000 項目と言われておりますが、このやり方といたしましては、まずグループ分けをいたします。どのような種類の性格であるかということで、概ね的には専門部会は 9 つございますので、その所管の性質ごとに決めていくやり方です。

それから、決める縦の決済でございますけれども、幹事会レベルで決めるべきもの、あるいは住民に密接しているということで、この法定協議会まで持ち上げてモデル的に決めていくものということで、全て一切のことがこの協議会に提案するものではございません。 段階的な決め方も、当然、区分分けをしていきます。

それから、やり方といたしましては、協議会そのものが提案、事前提案で持ち帰っていただきまして、各市町村の対策会議、議会の意向等を踏まえて、次回に意見を申されて合意決定というやり方と、それから、住民の皆様に対しましては、協議会のお便り等、あるいはホームページにつきまして、提案の素案等は公開広報していきたいと考えております。以上でございます。

今別府委員

一元化した後、それぞれの事務事業につきましては、新しい市の下に条例化していく、ほとんど条例化していく事項になっていくのではないかというふうに思うのでありますけれども、そうなっていきますと、それぞれの新しい市の議会で条例化していくというふうになるのかどうか、若干、合併の調印をする段階で、それぞれの議会で議決をしていくのかどうかというのもありますけれども、そうなっていきますと、調整を終えた後にオープンにしていって、そしてそれぞれの市に持ち帰って議会の中に説明をするというやり方というふうにお聞きをいたしましたけれども、むしろ中間的に、幹事会等で意見の調整をされる段階で、それぞれの議会の中にもお示しをしていただいて、議会の意見も聞くという、そういう中で調整を進めていただくように、意見として申し上げておきますので、具体的には事務局のほう、あるいは役員の方々で協議をされまして、そういう取り組みも是非していただきたいという、お願いをしておきたいというふうに思います。以上でございます。森卓朗会長

今別府委員のほうからの要望でございますが、先ほど上野委員のご質問の趣旨も今のご 意見と同じような意味が含まれていたと思いますので、できるだけ幹事会等で協議いたし ました件等につきましては、できる限りそれぞれ助役さん方が幹事として代表として出て きておられますので、その都度意見が出ましたことについては、メモをして持ち帰りいた だくわけですけれども、事務局のほうからも簡潔な要点だけは、できるだけそれぞれ議会 のほうにも議長さん宛に報告ができるように努めてまいりたいと存じます。 莫大な資料でございますので、きめ細かなものまではできないかも知れませんけれども、 その点については幹事会に出ておられる助役さん、あるいはまた専門部会の部長さん方、 課長さん方が、それぞれの市の合併対策本部会議というのがございますので、そこに持っ て行って、あるいは議会の委員会等にも報告をしていただくという要領で、連携を密にし ていくことだけは必要だということで、充分承知しておりますので、努力をしてまいりた いと思います。

田中良二事務局長

少し補足説明いたしますけれども、この協議会に上げるのは、あくまでも決定されたことではございません。各市町村の取り扱いの問題でございますけれども、広域的な協議に臨む前に各市町村で当局が現況分析をし、本自治体としてはこれで行こうかなということを各議会の意見を聴きながら持ち寄る形でございます。

それから、作業といたしましては、この一元化の合意事項と条例規程は同時進行でございまして、現在の素案では平成 15 年 4 月、新年度は条例の整備も同時進行で着手してまいります。

それから、合併講演会で篠山市の課長さんもおっしゃっていましたが、これは一般的なことでございますが、平成 16 年の合併時点では、職務執行者が基本的なものにつきまして専決いたします。篠山市では確か 210 本ぐらい専決されたということでございますが、あくまでもこれは自治体の存立に必要な最低限のことについてされたということでございます。スケジュール的には以上のようになっております。

森卓朗会長

よろしいですか。他にご意見、ご質問ございませんか。

質疑も尽きたようでございます。お諮りします。議案第2号、川西薩地区法定合併協議会平成14年度事業計画(案)につきましては、ただいまご説明申し上げました通り、また、ただいま出ましたご意見等を充分参考にしながら、事業の計画立案、執行に努めてまいりたいと存じます。委員の皆様方にお諮りします。そういうことで、提案の通り承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございますので、提案のとおり承認をされました。ありがとうご ざいました。

では引き続きまして議案第3号、川西薩地区法定合併協議会平成 14 年度歳入歳出予算 (案)についてを議題に供します。事務局の提案の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、議案の3号でございますが、22ページをお願いいたします。本協議会の14年度の歳入歳出予算(案)でございますが、本日から3月までにつきまして説明いたしま

す。

23 ページの歳入のところからでございますが、歳入につきましては、構成市町村からの 負担金を徴し、23,449,000 円でございます。

この負担金の算出根拠につきましては、任意合併協議会に倣いまして、太い線の負担金のところがございますが、左のほうに世帯割分ということで、世帯割分の合計 1,768,000円がございますが、下の 印の最後に世帯割分、協議会だよりの発行の事業費相当額ということで、これを左の世帯割のパーセンテージで按分して、各市町村に割り振っております。

それから、均等割分につきましては、ちょうど真ん中に 21,681,000 円、合計がございますが、これを 9 市町村で均等に按分するものでございます。

総額が、この世帯割と均等割分を足した額でございまして、川内市が 3,412,000 円、鹿島村におきましては 2,425,000 円を、各市町村の 12 月議会で補正を済ませていただいたところでございます。

それから、国権の補助金が 23 ページの下にございますが、平成 14 年度から 16 年度の 3 年度間内で、合計 7,500,000 円以内の補助金がある制度でございます。

開けていただきまして、24ページが歳出の部でございまして、3款に分かれておりますが、主なものだけ申し上げます。項で説明いたします。

左上の1項の会議運営費につきましては、3,730,000 円でございまして、目の下に見ていきますと協議会会議費4回分、それから委託料のところに会議録の作成も委託をしております。2つ目が、幹事会の会議費で3回分でございます。小委員会の開催日を1回分予定しております。報酬、旅費、あるいは会場借り上げ等をこの会議運営費には措置しております。

2項の事務局費につきましては、4,745,000 円でございまして、主なものといたしましては、右のほうにございますように、コピーのカウンター料とかいろいろございます。それから使用料及び賃借料につきましては、川内市役所のフロア借り上げ料、OA機器の賃借料等を措置しております。

事業費につきましては、1項のまちづくり計画費でございますが、9,210,000 円でございます。説明欄にございますように、新市まちづくり計画策定に係ります、まちづくりフォーラムに要する経費等を措置しております。

それから 2 項の事務事業調整費でございますが、右の説明欄にございますように、電算統合システムの調査委託費でございまして、任意協議会の現況調査の成果を踏まえながら、この分析を進めてまいります。

3 項が広報広聴費でございまして、右の説明欄にございますように、ホームページ等の 運用委託料でございます。

予備費を10万円措置しております。

歳出合計も 23,449,000 円となっております。以上で予算案の説明を終わります。 森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま議案第3号、川西薩地区法定合併協議会平成14年度歳入歳出予算(案)について、提案の説明を申し上げました。これから質疑に入ります。 ご質疑願います。

なしという発言であります。お諮りします。議案第3号、川西薩地区法定合併協議会平成 14 年度歳入歳出予算(案)につきましては、提案の通り可決承認することでよろしゅうございますか

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案の通り承認をされました。ありがとうございま した。

引き続きまして、協議事項に入ります。では、協議事項が二つございますが、まず第1 点目、川西薩地区法定合併協議会監査委員の選任についてを議題にいたします。事務局の 説明をお願いします。

森園一春総務広報班長

総務広報班長の森園でございます。ちょっと手違いがございまして、配布資料が若干早かったようでございます。

資料の 25 ページをお願いいたします。協議事項の 1、川西薩地区法定合併協議会監査 委員の選任でございます。

規約第 17 条によりまして、会長が選任し委嘱する監査委員につきまして、次のとおり協議をお願いいたします。法定合併協議規約第 17 条の規程にございますように、協議会の監査は、会長、副会長の属する関係市町村以外の関係市町村の監査委員の中から 2 名会長が選任し委嘱するものとなっております。

会長の選任事項でございますけれども、素案といたしまして協議をするものでございま して、よろしくご審議方をお願いしますということで、その後にその資料を配布する予定 でございました。

森卓朗会長

ただいま事務局のほうから提案を申し上げましたが、お聞きのとおり少し前後いたしま したけれども、お許しをいただきたいと存じます。いかが取り扱いましょうか。

ただいま資料を配布申し上げましたとおりでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声)

では、監査委員として、入来町の監査委員、里平盛人殿、並びに東郷町の監査委員、中村昌弘殿にご就任いただくようにお願いを申し上げます。

ただいま申し上げましたとおり、当法定合併協議会の監査委員につきましては、以上の とおり決定をさせていただきます。ご了承いただきたいと存じます。 次に協議事項の2番目でございますが、まちづくりフォーラムについてを議題にいたします。事務局の説明をお願いします。

古川英利計画班長

計画班でございます。資料の 26 ページをお開き下さい。26 ページの中程のイメージ図でございますが、規約のところでもお示ししたものでございます。

今回、任意合併協議会第3回での決定に基づき、住民参画による計画づくりを実践する ため、まちづくりフォーラムを設置いたします。その運営要領は幹事会規程により別途に 定めることとしておりますが、その進め方の協議をお願いいたします。

このフォーラムの活動内容は、新市のあるべき姿やまちづくりについての構想の提言に 関することと、提言に関しての報告会を予定したいと考えております。

また、組織としましては、ページ右側、27ページの7にありますように、フォーラム委員として協議会関係市町村から推薦のあった一般住民45名により構成されます。

27 ページ目の6、主な予定というところがございますが、スケジュール的には活動期間は、第1回から第 10 回まで約1年間で、第5回にございますように、3月までの提言をいただきたいと予定しております。

また、4月以降は、第7回にありますように提言の報告会の開催。7月、第8回にありますように意見交換会とありますが、提言されたものがどのように計画に反映されたか、 見届けていただくための意見交換会を2回ほど予定してございます。

参考までに、新市まちづくりの計画骨子案につきましては、この時期に協議会に提案するものでございますが、フォーラム委員との意見交換会の他に、別途に関係市町村別9市町村ごとに計画に対する広聴会も開催を予定しているところでございます。

以上、まちづくりフォーラムの進め方についての説明を終わります。

森卓朗会長

協議事項の2番目、まちづくりフォーラムにつきまして、ただいま説明を申し上げましたが、何かこの事項について、ご意見ご質問ございませんか。

手順としては、26ページの下のほうに、フォーラムでいろいろ出していただいて、計画 骨子案の策定をプロジェクト会議に図って、そして計画骨子案の審議決定を幹事会から協 議会に持っていくということで、順次、手順を経てまいるわけであります。何かございま せんか。

特別にご意見ご質問もないようでございますが、まちづくりフォーラムにつきましては、 以上の通り説明申し上げました通りの手順で進めてまいりたいと存じますので、ご了承い ただきたいと存じます。

次に、その他になりますが、委員の皆様方から何かご意見ご質問、総括的にございませんでしょうか。

ございませんか。事務局のほうからございませんか。

田中良二事務局長

10番目のその他事項でございまして、日程等につきまして一括して説明させていただきます。

資料の 28 ページから 29、30 ページでございますが、28 ページから左上、来年、平成 15 年 1 月 14 日からの第 2 回協議会会議、幹事会日程の日程予定を書いてございます。運 営規程のところでもございましたように、運営規程の第 3 条の趣旨を尊重しながら、定例 開催方式でこのように案を固めております。

ご案内のとおり、9市町村54名の委員の方を一同に参集するには、定例的な固定的な 開催の方法がいいということで、先進例に倣っております。

それから、29ページの右下にございますように、現時点、平成16年の3月、4月までの第23回法定協議会の会議日程の素案もまとめているところでございます。会長からも冒頭ございましたように、この案に基づきまして委員の日程の確保、事務レベルの担当の方はよろしくお願いいたします。

それから、この会議の回数のことなんですが、先進例で行いましても、西東京市も 14 ヶ月に 19 回、あきる野市が 8 ヶ月に 13 回、法定協議会ということで、このような合併協議では通常この会議を実施しております。

それから、本地区は鹿児島県内では第1号の法定協でございますが、現時点、九州8県内では、例えば長崎地区は 13 地区、熊本地区は7地区、法定協がございまして、何を言いたいかと申しますと、同じく国県の支援を受けられる締切は 16 年度までの合併を目標にしながら、九州6県ではすでに法定協の協議が進んでいるということでございます。

それから、最後に一元化の作業につきましては分かりやすく申し上げましたけれども、 各市町村一元化事務2万ページの内部検討とその機会との意向を踏まえながら、広域的な 分科会、合併協議会で決めていくわけでございますので、かなりのエネルギー、時間も各 役場内でも要することでございます。

それから、新市まちづくり計画につきましても、各市町村の進行計画もあろうかと思いますが、9市町村 13 万住民の福祉の向上を眼目に置くわけでございますので、かなりの会議回数をかけなければ、この統一した理念の下の策定素案は厳しいということで、事務局長といたしましては、本日ご出席の委員の皆様には、合併協議を最優先で取り上げてもらうように、強くお願いいたします。

それから、30 ページのほうが最終ページでございますけれども、ただいまのものと重複いたしますが、第 2 回協議会につきましては、1月 14 日の串木野市のシーサイドガーデンさのさで開催予定でございます。

以上で日程の説明、報告を終わります。よろしくお願いします。

森卓朗会長

ありがとうございました。その他で川西薩地区の合併協議会の日程等について、ご説明

申し上げまして、次回の開催日等についても、ただいまご説明申し上げたところでござい ます。何かこの件でございませんか。

大変なスケジュールでございますが、自治法の特例規程に基づいて 16 年度中に新しい まちをスタートさせるということでありますと言うと、かなり精力的にとりくまなければ いけないということであります。

他にその他ございませんか。佐々木総務部長さん、ございませんか。

予定されました議事につきましては全部議了いたしました。大変長時間に渡りまして、 膨大な資料を任協の時からご説明申し上げてまいりまして、何だか頭が飽和状態になった ような気がいたします。

法定協の関係につきましても、これまでご説明申し上げました通り、これから一つ一つ 幹事会、あるいは9つの専門部会、その下の分科会等によりまして、それぞれ下から積み 上げて、その都度またまとまりましたら、案が一つできましたら、皆様方にご報告を申し 上げ、そしてまた途中でもそれぞれ幹事会等の協議の経過報告等につきましては、できる だけご報告を申し上げて、それぞれの市町村の議会におきましてもご審議をしていただく と、こういう手順で作業を進めていくということになるようでございます。

何せ鹿児島県で初めての法定協設置でございますので、私どものこの法定協をモデルにしながら、あとそれぞれの市町村が後をついて、私どものところを参考にしながらやっていかれることになるだろうと存じます。いろいろと大変な作業になろうかと存じますが、市民の住民の皆様方が、16年末にはひとつ本当に合併してよかったなというような、そういう新しいまちを作り上げて、住民の皆様方が一人一人幸せを実感できるような、そういう理想的なまちに持っていきたいと、今、皆様方と共にそのように心は燃えているわけであります。

難儀なことだろうと思いますが、どうかひとつ皆さん方、ご協力をこれからも賜りますようお願い申し上げ、本日のこの予定いたしました議事についての議長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会者(川野眞司事務局次長)

ご審議ありがとうございました。以上をもちまして、第1回川西薩地区法定合併協議会 を終了させていただきます。お疲れさまでした。

会議録の署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川西薩地区法定合併協議会会長